

▶ 情報提供とサービス



郵送で

● ご契約現況のお知らせ

ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額など)についてお知らせします。

● 運用実績レポート

毎年4回、特別勘定(ファンド)の運用経過、資産の内訳などについてお知らせします。

● 変額個人年金保険(08)A型(特別勘定)決算のお知らせ

事業年度決算後、特別勘定(ファンド)の運用実績や運用収支状況などについて、お知らせします。

● 積立金額目標到達のお知らせ

積立金額が、お客さまのあらかじめ指定した所定の目標値に到達した場合にお知らせします。

※目標値は、基本保険金額に対して「110%」「120%」「130%」「140%」の中からお選びいただけます。

※目標値の判定は、ご契約後1年経過後からとなります。

※目標到達のお知らせは、初回の到達1回のみとなります。

※目標到達後も特別勘定(ファンド)による運用は継続します。

※積立金額目標到達お知らせサービスは、目標値に到達した場合でも積立金額・死亡給付金額・年金原資額などを将来にわたって保証するものではありません。



電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

● 契約内容、特別勘定(ファンド)の運用状況についてのご照会

● 契約内容の変更や給付金請求などの各種手続き

● 各種お問い合わせ



インターネットで

アクサ生命
ホームページ

<http://www.axa.co.jp/life/>

● 会社案内、商品案内

● ユニット・プライス推移、特別勘定(ファンド)の運用実績

● 「ご契約者さま専用インターネットサービス*」によるご契約内容・積立金のご照会

*「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

▶ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

▶ 「変額個人年金保険(08)A型」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。

▶ 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

▶ 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や、解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となることがあります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

▶ 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

くわしくは、[変額保険の販売資格を持つ株式会社みずほ銀行の担当者\(生命保険募集人\)にご相談ください。](#)

募集代理店

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

→ [アクサ生命ホームページ](#) <http://www.axa.co.jp/life/>

株式会社みずほ銀行

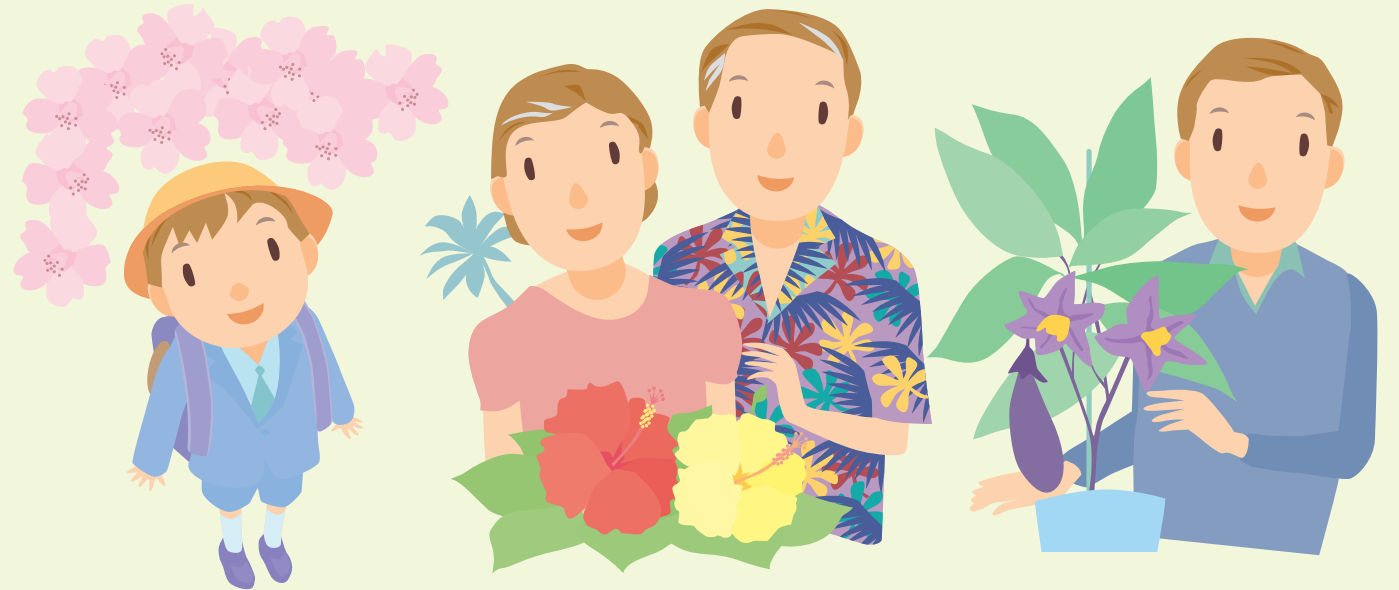
お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：月～金／9:00～17:00

12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く

笑顔咲く未来へ。



アクサ生命の変額個人年金保険

ほほえみの種

変額個人年金保険(08)A型



【本資料は商品パンフレットです】

本商品のご検討・お申し込みに際しては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をあわせてご確認ください。

募集代理店

引受保険会社

MIZUHO

Channel to Discovery

みずほ銀行



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

この保険商品の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。
株式会社みずほ銀行はアクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

2012.04

資産運用に興味はあるけど…

多くのお客さまから
このような不安や
疑問の声を
お聞きします。



大切な資産を将来、
減らしてしまう
ことはしたくない…



分散投資って、
よく聞くけれど、
自分でやるには
むずかしそう…



テレビやパソコンも
そうだけど、
複雑な機能があると
わかりづらい…



運用実績にかかわらず、年金原資額、
死亡給付金額が最低保証されています。

＜わしくはP3,4＞

⚠ 据置期間中に解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額
には最低保証はありません。



お客さまのお手をわずらわせることなく、
運用環境に柔軟に対応した運用を行います。

＜わしくはP5,6＞

さらに…
世界最大級^{*1}の保険・資産運用グループとしてAXAの資産運用ノウハウを
結集いたしました！

AXAは、世界最大級の保険・資産運用グループ
です。この商品では、AXAグループの一員でも
ある資産運用会社アライアンス・パースタイン
社に運用を委託することで、AXAグループが
持つ資産運用ノウハウを最大限活用しています。

※ご参考
日本の一般会計予算
(2010年度)
約92兆2,992億円

AXAの運用資産総額
(2010年末)
約120兆1,152億円
(約1兆1,040億ユーロ)^{*2}

*1 出所／FORTUNE "GLOBAL 500, 2011"

*2 換算レート：1ユーロ＝¥108.80
(2010年12月末)



お客さまに“わかりやすい”と思って
いただけることをコンセプトにして
つくられた商品です。



▶ 投資リスクについて

＜わしくはP10＞

- ・この保険は、積立金額および解約払戻金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- ・特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替変動リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- ・特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- ・特別勘定(ファンド)における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

▶ 商品パンフレットにて使用している用語について

「商品パンフレット」では、右記のとおり一部「ご契約のしおり・約款」など異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

▶ 諸費用について

＜わしくはP9＞

【ご契約時】

- ・契約初期費：一時払保険料に対して**5.0%**

【据置期間中】

- ・保険関係費：特別勘定(ファンド)の積立金額に対して**年率2.95%**
- ・運用関係費：投資信託の純資産総額に対して**年率0.315%程度(税抜：0.30%程度)**
※運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

【年金受取期間中】

- ・年金管理費：年金額に対して**1.0%** ※年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。※将来変更される可能性があります。

「商品パンフレット」での表記	「ご契約のしおり・約款」などでの表記
据置期間	積立期間
年金受取期間	年金支払期間
年金受取開始日	年金支払開始日
年金受取日	年金支払日

ポイント 1 年金原資額の最低保証
10年後の年金原資額は、
基本保険金額の100%を最低保証

- 据置期間中の運用実績にかかわらず、据置期間満了時における年金原資額は、基本保険金額が最低保証されています。
 - 運用が好調で、据置期間満了時における積立金額が、基本保険金額を上回った場合には、その金額が年金原資額となります。
- ⚠ 据置期間中に解約、一部解約を行なった場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。

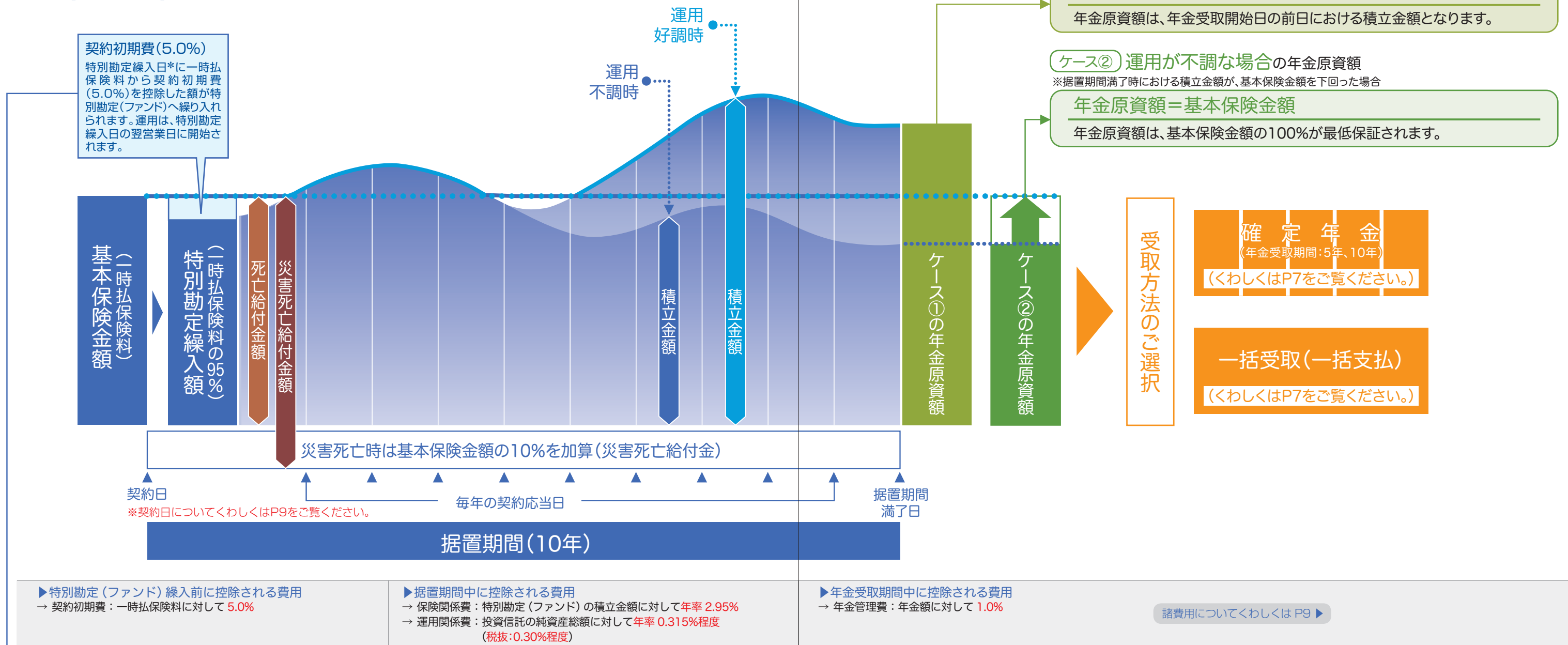
ポイント 2 万一の場合の保障
据置期間中の死亡
基本保険金額の
給付金額は、
100%を最低保証

- 据置期間中の運用実績にかかわらず、死亡給付金額は基本保険金額が最低保証されています。
 - お亡くなりになった日における死亡給付金額は、その金額を死亡給付金額としてお支払いします。
- ⚠ 責任開始の日から2年以内の自いできない場合があります。

ポイント 3 運用環境への柔軟な対応
投資に係るリスクを限定し、
安定的なパフォーマンスを目指す
特別勘定運用

- 特別勘定資産の安定的な成長と収益の確保を目的として、株式などの市場環境に応じて、主な投資対象となる投資信託の資産配分割合を自動的に調整します(原則として株式配分割合最大30%)。
- ⚠ 特別勘定資産の運用には、価格変動リスクなどの投資リスクがあり、そのリスクはご契約者に帰属します。
- ⚠ 特別勘定(ファンド)での運用期間中は「保険関係費」「運用関係費」をご負担いただきます。

【イメージ図】



*「アクサ生命が契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)」の
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額の推移などを、保証・予測するものではありません。
※死亡時のお取り扱いについてくわしくはP7をご覧ください。

いずれか遅い日

- ⚠ 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替変動リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- ⚠ 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- ⚠ 特別勘定(ファンド)における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。→くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定(ファンド)名	アロケーションα(2010)																									
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・アロケーション(30/70)																									
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の政府短期証券などの国債および政府保証付債券(短期国債など)、金融派生商品(デリバティブ)などを主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果をめざします。 ●各マザーファンドが主要投資対象とする資産の価格変動性に応じて、実質的な資産配分を機動的に見直し、リスク・コントロールを図ります。 ●実質的な株式への資産配分は、原則として当ファンドの純資産総額の10%～30%とします。リスク・コントロールの観点から、市場動向に応じて、実質的な株式への資産配分を機動的に見直します。実質的な株式への資産配分のうち、原則として50%を日本株式、25%を米国株式、25%を欧州株式に配分します。米国株式および欧州株式への配分に伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ●実質的な債券への資産配分は、原則として当ファンドの純資産総額の70%～90%とします。リスク・コントロールの観点から、市場動向に応じて、実質的な債券への資産配分を機動的に見直します。実質的な債券への資産配分のうち、原則として40%～90%を日本債券、10%～60%を米国債券および欧州債券に配分します。原則として、実質的な債券への配分の15%相当を上限として、米ドルおよびユーロの通貨ポジションを保有します。 ●信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引および外国為替予約取引を行うことができます。 →くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。																									
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	<table><tr><th></th><th>マザーファンド</th><th>ベンチマーク</th></tr><tr><td>日本債券</td><td>アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド</td><td>パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス</td></tr><tr><td>米国債券(円ベース)</td><td rowspan="2">アライアンス・バーンスタイン・米国債券インデックス(円ベース)・マザーファンド</td><td rowspan="2">パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)</td></tr><tr><td>米国債券(米ドル・ベース)</td></tr><tr><td>欧州債券(円ベース)</td><td rowspan="2">アライアンス・バーンスタイン・欧州債券インデックス(円ベース)・マザーファンド</td><td rowspan="2">パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)</td></tr><tr><td>欧州債券(ユーロ・ベース)</td></tr><tr><td>日本株式</td><td>アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド</td><td>TOPIX(東証株価指数、配当込み)</td></tr><tr><td>米国株式(米ドル・ベース)</td><td>アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド</td><td>S&P500株価指数(円ベース)</td></tr><tr><td>欧州株式(ユーロ・ベース)</td><td>アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド</td><td>ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50種インデックス(円ベース)</td></tr></table>				マザーファンド	ベンチマーク	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス	米国債券(円ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)	米国債券(米ドル・ベース)	欧州債券(円ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)	欧州債券(ユーロ・ベース)	日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX(東証株価指数、配当込み)	米国株式(米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)	欧州株式(ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50種インデックス(円ベース)
	マザーファンド	ベンチマーク																								
日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス																								
米国債券(円ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)																								
米国債券(米ドル・ベース)																										
欧州債券(円ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)																								
欧州債券(ユーロ・ベース)																										
日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX(東証株価指数、配当込み)																								
米国株式(米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)																								
欧州株式(ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50種インデックス(円ベース)																								
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.315%程度(税抜:0.30%程度) →くわしくはP9をご覧ください。																									
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社																									

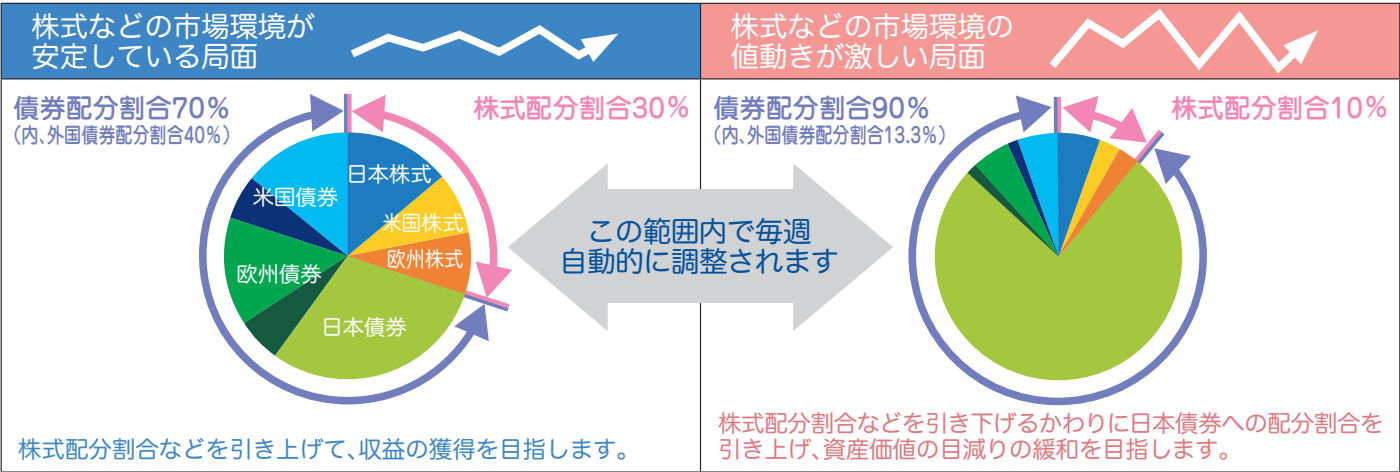
※ベンチマークについてくわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※特別勘定(ファンド)の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定(ファンド)には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

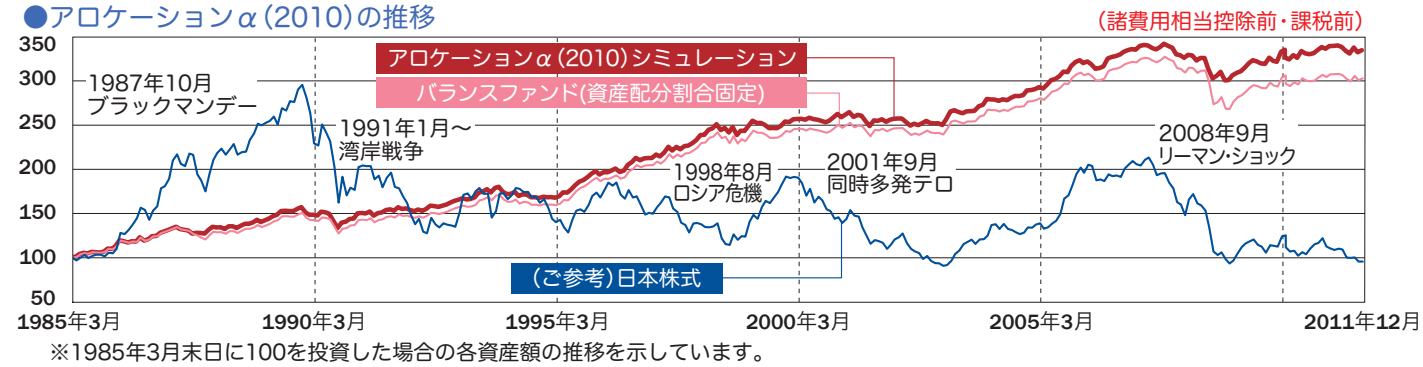
▶(ご参考①)アロケーションα(2010)における資産配分割合のイメージ

⚠ 記載の図はあくまでもイメージです。特別勘定運用の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

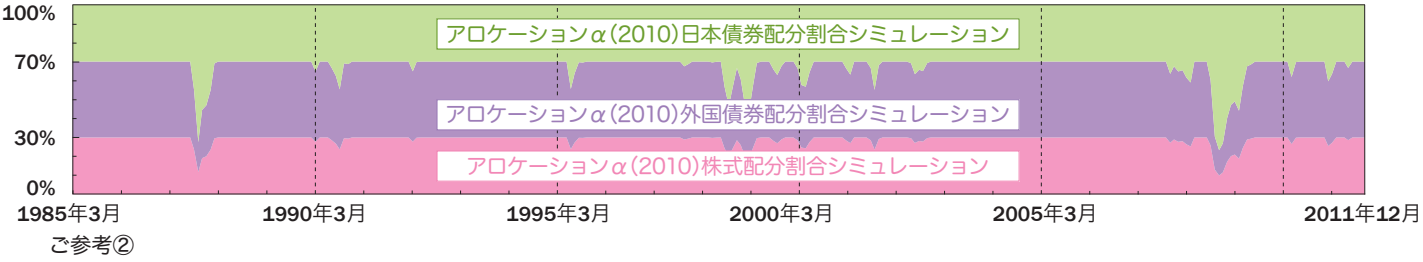


▶(ご参考②)アロケーションα(2010)シミュレーション

●アロケーションα(2010)の推移



●アロケーションα(2010)株式・債券配分割合シミュレーション



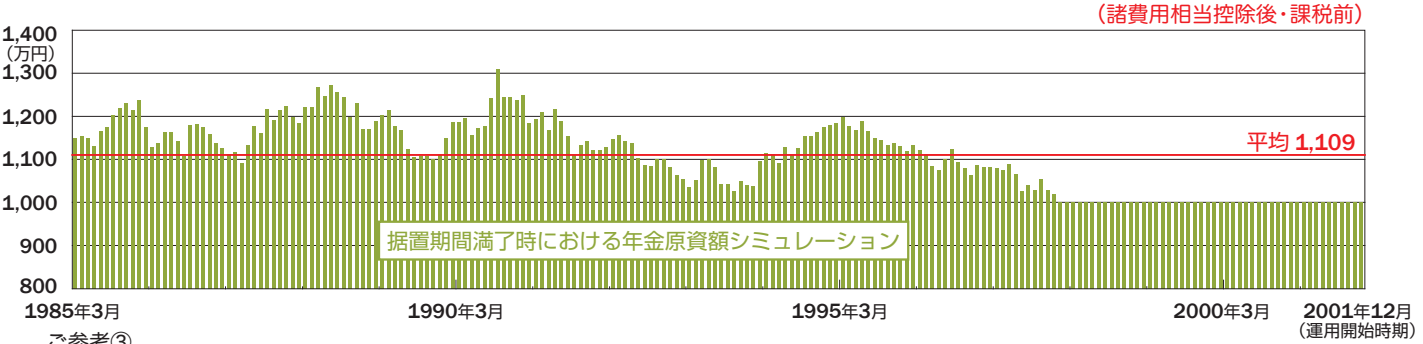
- ご参考②
1. [算出前提条件]アロケーションα(2010)シミュレーションと、バランスファンド(資産配分割合固定)は、参考指数の過去の月次データに基づき、各参考指数を基準とする資産配分割合で組み合わせたポートフォリオを組成し、『ほほえみの種』の特別勘定(ファンド)における資産配分割合の調整方法を踏まえて月次で調整したと仮定した場合の累積収益の推移と、資産配分割合を固定した場合の累積収益の推移を表示したもので、投資に係る費用および税金などは一切考慮していません。
 2. [参考指数と基準とする資産配分割合]

日本債券	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン日本長期国債先物理論価格指数(証拠金含む)	30%
米国債券(円ベース)	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン米国10年国債先物理論価格指数(円ヘッジベース、証拠金除く)	15%
米国債券(米ドル・ベース)	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン米国10年国債先物理論価格指数(円ベース、証拠金除く)	5%
欧州債券(円ベース)	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン欧州10年国債先物理論価格指数(円ヘッジベース、証拠金除く)	15%
欧州債券(ユーロ・ベース)	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン欧州10年国債先物理論価格指数(円ベース、証拠金除く)	5%
日本株式	東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率	15%
米国株式(米ドル・ベース)	S&P 500種株価指数トータルリターン(円ベース)	7.5%
欧州株式(ユーロ・ベース)	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン・ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50指数トータルリターン(円ベース)	7.5%

※データ対象期間: 1985年3月末日~2011年12月末日
※データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
(Copyright ©2012 Ibbotson Associates Japan,inc.著作権などすべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

▶(ご参考③)年金原資額シミュレーション

- 下記の算出前提条件をもとに組成したポートフォリオの累積収益率をもとに、『ほほえみの種』の特別勘定(ファンド)における資産配分割合の調整方法を用いて10年間運用したと仮定したシミュレーションであり、据置期間満了時における「年金原資額」を運用開始時期毎に棒グラフ化したものです。



- ご参考③
1. [算出前提条件]参考指数の過去の月次データに基づき、各参考指数を基準とする資産配分割合で組み合わせたポートフォリオを組成し、『ほほえみの種』の特別勘定(ファンド)における資産配分割合の調整方法を踏まえて月次で調整したと仮定。契約初期費(5.0%)を特別勘定(ファンド)繰入前に投資額(一時払保険料1,000万円)から控除し、保険関係費(年率2.95%)および運用関係費(年率0.315%)相当額を月割りで控除。
 2. [参考指数と基準とする資産配分割合](ご参考②)に記載の2. [参考指数と基準とする資産配分割合]と同様。
- ※データ対象期間: 1985年3月末日~2011年12月末日
※データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
(Copyright ©2012 Ibbotson Associates Japan,inc.著作権などすべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

⚠ 本ページに記載のグラフは、上記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションを事後的に検証したものであり、実際の特別勘定(ファンド)やベンチマークの実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定(ファンド)の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

年金でのお受け取り

確定年金	●年金受取開始日以後、年金受取期間中の年金受取日に被保険者が生存されている場合に年金をお支払いします。 ●年金受取期間は、5年～40年(1年単位)で選択できます。
保証期間付終身年金	●年金受取開始日以後、年金受取日に被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金を年金受取人にお支払いします。 ●保証期間は5年・10年・15年・20年より選択できます。
保証期間付夫婦連生終身年金	●年金受取開始日以後、年金受取日に被保険者または被保険者の配偶者が生存されている限り、終身にわたって年金を年金受取人にお支払いします。 ●保証期間は5年・10年・15年・20年より選択できます。
一時金付終身年金	●年金受取開始日以後、年金受取日に被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金を年金受取人にお支払いします。

- △お受け取りいただく年金は一般勘定で運用されます。
- △ご契約時にご選択いただける年金の種類は確定年金(年金受取期間:5年・10年)のみですが、年金受取開始日前に、年金受取期間の変更や、他の年金の種類への変更をすることができます。
- △年金受取開始日の被保険者の年齢と、保証期間(確定年金の場合は年金受取期間)の和が105をこえる場合はお取り扱いできません。
- △年金額が10万円未満となる場合には、年金でのお受け取りはできません。
- △年金額が3,000万円をこえる場合には、3,000万円をこえる部分については、年金受取人に一時金でお支払いします。
- △年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資額をもとに年金受取開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となります。
- △「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」をご選択された場合、被保険者のお亡くなりになる時期によっては、お受け取りになる金額の合計額が年金原資額を下回ることがあります。

一括でのお受け取り

一括受取(一括支払)	●年金でのお受け取りにかえて、年金原資相当額を一括でお受け取りいただくことができます。
------------	---

- △年金原資相当額を一括でお受け取りいただけるのは、確定年金を選択された場合のみとなります。

死亡時のお取り扱い

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
据置期間中	年金受取開始日前に死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち、いずれか大きい金額をお受け取りいただけます。 基本保険金額 積立金額	死亡給付金受取人
	年金受取開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算した金額をお受け取りいただけます。	

※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約	死亡給付金(災害死亡給付金)などを、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。 △この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金*設定時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されます。 *年金基金は、死亡給付金などの支払事由が生じたとき(死亡給付金受取人のお申し出によりこの特約が締結した時には、締結時)に設定され、死亡給付金などの全部または一部が、将来の年金支払に充てられます。
後継年金受取人	年金受取期間中に年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が年金受取人の権利を承継することができます。 後継年金受取人としてご指定いただけるのは1名のみです。

- 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合は、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。
- ①死亡一時金として一括でのお受け取り
- ※「確定年金」をご選択された場合、死亡一時金は年金受取期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額となります。
- ※「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」をご選択された場合、死亡一時金は保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額となります。
- ※「一時金付終身年金」をご選択された場合、死亡一時金は年金受取開始時の年金の現価から死亡日までの既払年金額合計を差し引いた金額となります。
- ②年金を継続してのお受け取り
- ※「確定年金」をご選択された場合、年金でのお受け取りは年金受取期間満了時までとなります。
- ※「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」をご選択された場合、年金でのお受け取りは保証期間満了時までとなります。
- ※「一時金付終身年金」をご選択された場合、死亡一時金としてのお受け取りに代えての年金受取のお取り扱いはできません。

△責任開始の日から2年以内の自殺など、死亡給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、被保険者が死亡した日の積立金額をお支払いします。

据置期間中(ご請求者:ご契約者)

解 約	●完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 △一部解約日の前日の積立金額から一部解約請求金額を差し引いた額が50万円未満となる場合、一部解約日の一部解約前の積立金額が一部解約請求金額以下となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、一部解約のお取り扱いはできません。

△「解約」「一部解約」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

税務のお取り扱い

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。
--------	---------------------

※ご契約初年度のみの適用となります。個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の対象とはなりません。

据置期間中

- 解約時に差益が発生した場合にかかる税金

年金の種類	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦連生終身年金 一時金付終身年金	所得税(一時所得)、住民税	

- 死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一時金でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者	子	贈与税

年金受取期間中

- 年金などのお受け取りにかかる税金

年金の種類	年金でお受け取りいただく場合	一括でお受け取りいただく場合
確定年金	所得税(雑所得)、住民税	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦連生終身年金 一時金付終身年金		所得税(雑所得)、住民税

△本資料に記載している税務上のお取り扱いについては、2012年1月現在の税制に基づいており、将来的には変更となる場合があります。個別のお取り扱いにつきましては、必ず税理士または所轄の税務署にご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。

被保険者のご契約年齢	15歳～80歳（契約日における満年齢）		
基本保険金額（一時払保険料）	最低300万円／最高5億円／1万円単位		※限度額は、同一被保険者につき変額個人年金保険(08)のみで通算し、左記金額を限度とします。
保険料払込方法	一時払		
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障（責任）が開始されます。		
契約日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や据置期間などを計算します。		
特別勘定繰入日	「アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）」のいずれか遅い日 ※この日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定（ファンド）に繰り入れます。		
据置期間	10年		
年金受取開始年齢	25歳～90歳		
年金受取人	ご契約者または被保険者		
後継年金受取人	年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族（配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族） ※後継年金受取人として ご指定いただけるのは1名 です。		
付加できる主な特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金などの全部または一部を年金でお受け取りになることができます。 ※ご契約時は確定年金（年金受取期間：5・10・15・20・25・30・36年のいずれか）から選択可能。	
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難であるとアクサ生命が認めた場合などに、年金受取人に代わり予め指定した指定代理請求人が年金を請求することができます。 ※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。	
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。		
契約者貸付	お取り扱いいたしません。		
契約者配当金	ありません。		

諸費用

ご契約時			
項　目		費　用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定(ファンド)に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

据置期間中			
項　目		費　用	ご負担いただく時期
保険関係費	年金原資額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、およびご契約の維持などに必要な費用	特別勘定(ファンド)の積立金額に対して 年率2.95%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定(ファンド)の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定(ファンド)の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.315%程度 (税抜:0.30%程度)	特別勘定(ファンド)にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定(ファンド)がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

年金受取期間中			
項　目		費　用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して 1.0%	年金受取日に、責任準備金から控除します。

※年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。
※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

⚠この保険では、ご契約時は「契約初期費」、据置期間中は「保険関係費」「運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「年金管理費」をお客さまにご負担いただきます。

▶投資リスクについて

本商品は、年金額や解約払戻金額などが特別勘定資産の運用実績に基づいて変動するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定（ファンド）の資産運用には以下などのリスクがあり、運用成果によっては、年金や解約払戻金などのお受け取りになる合計額が、一時払保険料の額を下回る場合があります。なお、これらのリスクは、すべてご契約者が負うことになります。

価格変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、有価証券の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、発行体の経営・財務状況の悪化により、資産価値が減少することがあります。

▶本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。

ご契約の申込日、または一時払保険料相当額がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（消印有効）であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。

▶アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことにより、保険契約者の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約（再保険を除く）の責任準備金の90%まで補償されます。変額年金保険の責任準備金は、ご契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となることもあります。（2012年3月末現在）

▶給付金などの削減について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額、および将来の年金額などが削減されることがあります。

▶この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録など関係カスタマーサービスセンター〔03-5789-1310　9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）〕までお問い合わせください。

▶生命保険募集人について

生命保険契約は、お客さまとアクサ生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。

その他にもご留意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討・お申し込みに際しては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。